

佐世保市関係人口創出企業支援補助金のご案内

県外から副業人材を採用し、関係人口の創出を行う市内企業を支援します！

新たな事業を展開するために、県外の副業人材を活用したいなあ。

そのような時には、関係人口創出企業支援補助金を利用しよう！



事業の目的

将来的な佐世保市への移住・定住に繋がる可能性を有する関係人口の創出を促進させることを目的として、県外から副業人材を採用する市内企業に対して、佐世保市関係人口創出企業支援補助金を交付します。

※副業人材とは、県外に居住し、県外の他社に所属して本業を持ちながら、職務や期間を限定して、佐世保市内企業の様々な業務を請け負う者（個人に限る）をいう。

助成額

補助金は、企業が実施する1事業につき2名まで交付され、事業を開始する前に事前申請が必要です。

○補助金 限度額20万円／1名

県外からの往復交通費×1／2

※往復交通費3回分までを対象経費とする

※1回の往復交通費が1万円未満は対象外

※宿泊費は対象外

※原則、公共交通機関利用とし、レンタカー及び自家車の燃料代、高速料金等は対象外（ただし、九州圏内の場合を除く）

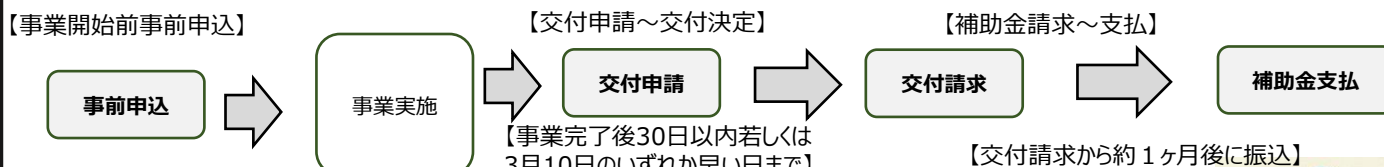
助成対象者

補助金の交付対象企業は、次のいずれにも該当する方

- ①佐世保市内に本店、支店等（以下「事業所等」という。）を有する企業であること。
- ②活用した副業人材が西九州させぼ広域都市圏サポーター登録者であること。
- ③雇用保険適用事業所の事業所であること。
- ④労働保険料及び国、県、市の法人税等を滞納していないこと。
- ⑤他の関係機関から本助成金に類似した補助・支援金等を受けていないこと。
- ⑥厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本補助金の交付申請を行う日の前日まで5年を経過していない事業所でないこと。また、補助金の交付申請を行った日から補助金の交付までの間、雇用関係助成金の不正受給をした事業者でないこと。
- ⑦交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- ⑧破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申し立てがなされていない事業者であること。
- ⑨公共的機関でないこと。
- ⑩企業内に、暴力団員又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

※ その他、要件がございます。お気軽にお尋ねください

申請から補助金支払までの流れ



※ 不明な点、詳細の確認については以下の【お問い合わせ】にご連絡ください。

【お問い合わせ】

佐世保市 企画部 西九州させぼ移住サポートプラザ
 TEL : 0956-25-9251 FAX : 0956-25-3311
 E-Mail : uji-turn@city.sasebo.lg.jp

